

発議第 1 号

議案第 26 号令和 6 年度瀬戸内市一般会計予算に対する附帯決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 22 日 提出

瀬戸内市議会議長 小谷 和志 様

提出者 瀬戸内市議会議員 小野田 光

賛成者 瀬戸内市議会議員 畠原 舞

（提案理由）

地域ビジネス支援センターについては、全体の計画等が示されていないにも関わらず、事業を進めようとしている。

伝統工芸美術品保存技術者支援補助金については、補助金交付要綱が整備されていないことが判明した。

今後、これらの予算執行に当たり、目指すべき方針や投資計画をしっかりと立て、また、補助金交付要綱を整備するよう強く求める。

(別紙)

議案第 26 号令和 6 年度瀬戸内市一般会計予算に対する附帯決議

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費、節 13 委託料の中の産業施設整備等設計監理委託料について、計画、補助金額及び市の支出額が流動的で、全体の事業費が最終的にいくらになるのか見えてこない。そのため、目指すべき方針や投資計画をしっかりと立てたうえで進めるよう要望するものである。

また、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 5 文化財保護費、節 19 負担金補助及び交付金の中の伝統工芸美術品保存技術者支援補助金について、令和 5 年度当初予算に同様の内容で予算計上していたが、補助金の交付実績はないとのことであった。その理由をただしたところ、当該補助事業を実施するために必要な補助金交付要綱等が定められていないことが判明した。補助金等の交付の適正化を図るうえで、補助金交付要綱を定めることは必要であり、適性を欠く事項である。

そのため、下記の事項に留意し、予算執行をされるよう要望する。

記

1. 地域ビジネス支援センターに関する設計図書、成果品等ができた際は、議会及び所管委員会へ適宜報告すること
2. 地域ビジネス支援センターに関しては、関係団体・機関と合意形成のとれたものとし、市のビジネス拠点としての機能を有するものとする
3. 施設整備は、上記 1 及び 2 を経たのちに開始すること
4. 施設整備は、公共施設再編計画・中期財政計画に沿った内容とし、整備状況について、議会及び委員会に適宜報告を行うこと
5. 補助金交付要綱を整備したうえで、事業を実施すること
6. 今後は予算計上する前に補助金交付要綱の内容を精査すること
7. 交付金ありきではなく、真に必要な事業を行うこと

以上、決議する。

令和 6 年 3 月 22 日